

国指定小湊鳥獣保護区計画書

【存続期間の更新】

令和3年11月1日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

小湊鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

青森県東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境界線と最大高潮時海岸線(以下「海岸線」という。)との交点を起点とし、同所から同境界線に沿って南西に進み国道4号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み県道夏泊公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道小湊浅所線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み、町道東滝東和線との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を南東に進み同道路境界線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道夏泊公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道白砂線との交点に至り、同所から同町道を北進し、県道夏泊公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道夏泊公園線(旧道)との交点に至り、同所から同県道を南西に進み青森県東津軽郡平内町大字稲生字稲生5番地南東端との交点に至り、西に進み、海岸線から沖合1,200mの点に至り、同所から海岸線の沖合1,200mの距離を置いて引いた線を北東に進み、起点から沖合1,200mの点に至り、同所から起点を結ぶ直線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和23年10月31日まで(20年間)

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、青森県東津軽郡平内町稲生から同町狩場沢までの海岸及び地先海面である。区域内に複数の集落があり、海岸線は漁港、護岸等の人工物が占め、その地先に岩石海岸や干潟が広がり、海鳥の生息地となっている。海面ではホタテを主とする養殖業が営まれており、ブイ等の養殖施設が並ぶ。また、汐立川より東側の区域の陸域には農耕地が多く含まれる。当該区域では、海岸や河口部がハクチョウ類及びガン、カモ類の生息地として好適な環境を有しており、昭和27年3月に「小湊のハクチョウ及び渡来地」として国の特別天然記念物に指定されている。秋から春にかけて数千羽の渡り鳥が渡来し、コクガン(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類、希少鳥獣)も観察されるなど、越冬地や中継地として多様な鳥類の利用が継続して確認されている。

以上のとおり、当該区域は集団渡来地としての環境を適正に保護する必要があることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、ハクチョウ類、ガンカモ類等の渡り鳥を始め多様な鳥獣の生息環境を保護するため適切な管理に努める。特に鳥類が主に利用している河口域や沿岸域での生息環境の管理に努める。
- 2) 鳥獣保護区管理員を毎年1名配置し、違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員とともに定期的な巡視を行う。
- 3) 毎年渡り鳥の飛来期間中(10月～3月)に毎月2回を目処として定点カウント法での鳥類のモニタリング調査を国指定鳥獣保護区管理員により実施し、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 4) 当該区域はハクチョウ渡来地として全国に知られており、多くの利用者が訪れることから、鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、職員及び国指定鳥獣保護区管理員の巡視時に、鳥獣保護に関する普及啓発、利用上のマナー向上、

利用上の安全確保、鳥獣類への危害の未然防止、密猟の防止及び観察者棟等の適正利用について、利用者指導の徹底を図る。

- 5) 利用者指導の徹底を図るため、日頃から関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等との緊密な連携に努める。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳
別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、青森県東津軽郡平内町稲生から同町狩場沢までの海岸及び地先海面であり、そのほとんどが海面である。

イ 地形、地質等

海岸線は、陸域に漁港や護岸が整備されているものの、地先の海岸線は岩場と砂場が入り組み変化に富んでおり多様な生物が生息している。特に鳥獣保護区東端の汐立川の河口付近から清水川河口部周辺の沿岸部海域は、遠浅の海岸となっており、アマモ場が広く分布し、オオハクチョウの餌となる動植物が豊富に生育している。

ウ 植物相の概要

陸域の一部区域は水田雑草群落、市街地、畑雑草群落、放棄畑雑草群落、緑の多い住宅地等の占める割合が高い。この中であって、オオハクチョウの主要な滞留箇所である汐立川河口部周辺～汐立川沿い、清水川河口部周辺にはクロマツ植林、ヤナギ低木群落、ヨシ等の植生が多く見られる。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としては、オオハクチョウ、コクガン、マガン、オシドリ、トモエガモ、シノリガモ、カンムリカイツブリ、ヒメウ、コシヤクシギ、ホウロクシギ、ハマシギ、オジロワシ、オオワシ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサなど38科141種が確認されている。

哺乳類としては、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、ツキノワグマ、トウホクノウサギの4科5種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該地域においては、農林水産物被害は発生していない。

5 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	17本
(2) 特別保護地区用制札	0本
(3) 案内板	2基
(4) 給水器	—
(5) 給餌台	—
(6) 巣箱	—
(7) その他(観察舎)	1棟

6 存続期間の更新の理由

当該鳥獣保護区は、シベリア等から日本に飛来するオオハクチョウを中心とした渡り鳥の主要な渡来地となっていることから、引き続き鳥獣保護区に指定する必要がある。

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和46年11月1日（昭和46年10月26日 環境庁告示第9号）

(2) 経緯

昭和56年11月1日（昭和56年10月27日 環境庁告示第103号）

存続期間の更新

平成3年11月1日（平成3年10月31日 環境庁告示第61号）

存続期間の更新

平成13年11月1日（平成13年10月29日 環境省告示第59号）

存続期間の更新

別表1 国指定小湊鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(4518) 4727 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野	(31) 118 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	(389) 128 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	(4083) 4300 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	<46> (15) 181 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	(16) 26 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林	(16) 18 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	(16) 18 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	(16) 9 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林(土砂流出防備保安林)	(16) 9 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	9 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他の所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
財務省所管	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	(18) 36 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	(14) 19 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	(14) 0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	19 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	(4) 17 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	(4) 1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	16 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	(401) 365 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	(401) 98 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	267 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	(4083) 4300 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	(4518) 4727 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	1720 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区	0 ha			ha					
特別地域	44								
普通地域	1676								
文化財保護法による地域	(4223) 4115 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で< >書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)国指定小湊鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	ヤマドリ	青森県C	留鳥
		キジ		留鳥
カモ	カモ	マガン	青森県C、NT、天	旅鳥
		○ コクガン	青森県C、VU、天	冬鳥
		コブハクチョウ		留鳥
		コハクチョウ		冬鳥
		○ オオハクチョウ		冬鳥
		オシドリ	DD	留鳥
		オカヨシガモ	青森県C	冬鳥
		ヨシガモ	青森県C	冬鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		マガモ		冬鳥
		○ カルガモ		留鳥
		ハシビロガモ	青森県C	冬鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		トモエガモ	青森県C、VU	冬鳥
		コガモ		冬鳥
		○ ホシハジロ		冬鳥
		○ キンクロハジロ		冬鳥
		○ スズガモ		冬鳥
		シノリガモ	青森県B、LP(東北)	留鳥
		ビロードキンクロ	青森県C	冬鳥
		○ クロガモ		冬鳥
		コオリガモ	青森県C	冬鳥
		○ ホオジロガモ		冬鳥
		ミコアイサ		冬鳥
		カラアイサ		冬鳥
		○ ウミアイサ		冬鳥
		カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ
アカエリカイツブリ				冬鳥
カンムリカイツブリ	青森県C、LP(青森)			冬鳥
ミミカイツブリ				冬鳥
ハジロカイツブリ				冬鳥
ハト	ハト	キジバト		留鳥
		アオバト	青森県C	留鳥
アビ	アビ	アビ		冬鳥
		オオハム		冬鳥
		シロエリオオハム		冬鳥
カツオドリ	ウ	ヒメウ	青森県D、EN	留鳥
		カラウ		留鳥
		○ ウミウ		留鳥
ペリカン	サギ	ゴイサギ		留鳥
		○ アオサギ		留鳥
		○ ダイサギ		留鳥
		チュウサギ	NT	夏鳥
		コサギ		夏鳥
		クロサギ	青森県B	留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考		
ツル	クイナ	オオバン		留鳥		
カッコウ	カッコウ	ホトトギス		夏鳥		
		ツツドリ		夏鳥		
		カッコウ		夏鳥		
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	青森県B、NT	夏鳥		
チドリ	チドリ	コチドリ		夏鳥		
		シロチドリ	VU	留鳥		
シギ		メダイチドリ		旅鳥		
		タシギ		旅鳥		
		コシヤクシギ	EN、国際	旅鳥		
		チュウシヤクシギ		旅鳥		
		ホウロクシギ	青森県B、VU	旅鳥		
		キアシシギ		旅鳥		
		イソシギ		留鳥		
		キョウジョシギ		旅鳥		
		コオバシギ	青森県C	旅鳥		
		トウネン		旅鳥		
		ハマシギ	NT	旅鳥		
		カモメ		ミツユビカモメ		冬鳥
				○ ユリカモメ		冬鳥
				ウミネコ		留鳥
カモメ				冬鳥		
ワシカモメ				冬鳥		
シロカモメ				冬鳥		
○ セグロカモメ				冬鳥		
オオセグロカモメ	NT			留鳥		
ウミスズメ	ウトウ				冬鳥	
タカ				ミサゴ	青森県B、NT	留鳥
		タカ	青森県C、NT	留鳥		
		○ トビ		留鳥		
		オジロワシ	青森県B、VU、天、国内、国際	冬鳥		
		オオワシ	青森県B、VU、天、国内	冬鳥		
		ハイタカ	青森県B、NT	留鳥		
		オオタカ	青森県B、NT	留鳥		
		サシバ	青森県B、VU	夏鳥		
		○ ノスリ		留鳥		
		ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ		留鳥
ヤマセミ	青森県C			留鳥		
コゲラ				留鳥		
キツツキ	キツツキ	アカゲラ		留鳥		
		アオゲラ		留鳥		
		アオゲラ		留鳥		
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	青森県C	留鳥		
		ハヤブサ	青森県B、VU、国内	留鳥		
スズメ	モズ	モズ		留鳥		
		カラス		留鳥		
		カケス		留鳥		
		ミヤマガラス		冬鳥		
		○ ハシボソガラス		留鳥		

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
シジュウカラ		○ ハシブトガラス		留鳥
		コガラ		留鳥
		ヤマガラ		留鳥
		ヒガラ		留鳥
ヒバリ		○ シジュウカラ		留鳥
		ヒバリ		留鳥
ツバメ		ツバメ		夏鳥
		イワツバメ		夏鳥
ヒヨドリ		ヒヨドリ		留鳥
ウグイス		ウグイス		留鳥
		ヤブサメ		夏鳥
エナガ		エナガ		留鳥
ムシクイ		メボソムシクイ		夏鳥
		センダイムシクイ		夏鳥
メジロ		メジロ		留鳥
ヨシキリ		オオヨシキリ		夏鳥
		コヨシキリ		夏鳥
ゴジュウカラ		ゴジュウカラ		留鳥
ミソサザイ		ミソサザイ		留鳥
ムクドリ		○ ムクドリ		留鳥
		コムクドリ		夏鳥
ヒタキ		トラツグミ		留鳥
		クロツグミ	青森県C	夏鳥
		アカハラ		夏鳥
		ツグミ		冬鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		ノビタキ		夏鳥
		イソヒヨドリ		留鳥
		キビタキ		夏鳥
		オオルリ		夏鳥
スズメ		ニュウナイスズメ		夏鳥
		スズメ		留鳥
セキレイ		キセキレイ		留鳥
		○ ハクセキレイ		留鳥
		セグロセキレイ	青森県C	留鳥
アトリ		タヒバリ		冬鳥
		アトリ		冬鳥
		○ カワラヒワ		留鳥
		マヒワ		冬鳥
		ハギマシコ		冬鳥
		ウソ		留鳥
		シメ		冬鳥
ホオジロ		○ ホオジロ		留鳥
		ホオアカ		留鳥
		カシラダカ		冬鳥
		アオジ		留鳥
合計	16目	38科	141種	

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
---	---	--------	-------	----

(注)

1. データは令和元年度国指定小湊鳥獣保護区の更新等に関する情報収集業務報告書に拠った。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. 種指定等の要件は次の通りである。
 - 青森県レッドデータブック（2010年改訂版）
 - A：最重要希少野生生物 B：重要希少野生生物 C：希少野生生物
 - D：要調査野生生物 LP：地域限定希少野生生物
 - 環境省レッドリスト2020
 - EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類
 - VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
 - 国内希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国際希少野生動植物種
 - 天然記念物：文化財保護法による天然記念物
4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

(別表3)国指定小湊鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ネコ	イヌ科	ホンドタヌキ		
		ホンドキツネ		
	イタチ科	ホンドテン		
	クマ科	ニホンツキノワグマ	青森県LP、LP	
ウサギ	ウサギ科	トウホクノウサギ		
合計	2目	4科	5種	

(注)

- データは令和元年度国指定小湊鳥獣保護区の更新等に関する情報収集業務報告書に拠った。
- 哺乳類の種名・分類は日本産野生生物目録脊椎動物編に従った。なお、亜種名で記載している。
- 種指定等の要件は次の通りである。
青森県レッドデータブック（2010年改訂版）
A：最重要希少野生生物 B：重要希少野生生物 C：希少野生生物
D：要調査野生生物 LP：地域限定希少野生生物
環境省レッドリスト2020
EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、外来鳥獣については外来と記載する。